『新スーパー過去問ゼミ7 行政法』訂正

(初版第1、2刷用)

●33ページ「議員の懲罰と裁判権(最判昭 35・10・19)」を下記に差し替える。

(第3刷で修正予定)

議員の懲罰と司法審査(最判令2・11・25)

地方議会の議員に対する出席停止の懲罰処分は司法審査の対象になり、当該処分の取消しを求める訴えは適法である。

- ●179ページ No. 7の解説オ(第3刷で修正予定)
 - (誤)主催者は聴聞を →(正) 主宰者は聴聞を
- ●194 ページ No. 3 の解説 4 (2箇所) (第3刷で修正予定) (誤) 歓告という形で →(正) 勧告という形で
- ●195 ページ No. 4の解説オ(第3刷で修正予定)(誤)医療法上の歓告は →(正) 医療法上の勧告は
- ●310 ページ No. 5 の解説 3 (第3刷で修正予定) (誤) 前半は妥当である。後半が妥当でない。 →(正) 妥当である。
- ●316ページ必修問題の下2行目(第3刷で修正予定)
 - (誤) 損書 →(正) 損害

以上

株式会社 実務教育出版